

上建水 第241号
平成25年6月28日

上川町公営事業等審議会
会長 西木 和義 様

上川町長 佐藤 芳 治



上川町公営事業等審議会への諮問について

下記事項について、上川町公営事業等審議会条例第2条の規定により、貴会の意見を賜りたく、諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 上川町水道料金改定について
- 2 上川町水道ビジョン策定について

【諮問説明書】

1 上川町水道料金改定について

上川町水道事業の平成22年度からの経営悪化及び、層雲峡浄水場及び中央浄水場施設整備を勘案し、今後の水道事業の早期の経営健全化を図るべく19.38%の水道料金値上を行うことが必要となりました。この料金改定に当たっては、料金体系の見直しも含め、量水器使用料及び加入者負担金においても見直しを行います。

新料金体系移行を平成26年4月請求分から設定する中で、福祉政策としての軽減措置及び、4㎡基本料金区分廃止に伴う激変緩和措置を講じます。

また、水道料金改定により下水道使用料についても水道料金体系に追随した料金体系とし、水道料・下水道使用料の料金体系の区分統一化を図ります。

1) 水道料金体系の見直し

ア. 「家庭用」区分については、4㎡区分を廃止し、8㎡区分のみとし8㎡を超える使用量ごとに超過料を加算します。

イ. 「その他用」区分については、10㎡区分と新たに300㎡区分を設置し基本水量を超えるごとに超過料を加算します。

「その他用」区分には、従前の「営業用又は事業用」「官公署・学校用」「病院用」「公衆浴場用」区分を統合します。

料金区分の統合により、「営業用又は事業用」区分と「その他用」区分の整合性の確保、「官公署・学校用」区分での該当施設の現状使用水量の勘案、「病院用」区分の施設形態の変更による区分設置、及び「公衆浴場用」の区分解消を行います。また、料金区分統合による影響率を勘案し新たに少水量使用施設区分と多水量使用施設区分の設置とします。

ウ. 自治会館取扱い区分を「家庭用」区分へ変更し、町内会負担の軽減を図ります。

エ. 層雲峡地区旅館用区分については、小規模宿泊施設の現状に即し「収容人員30人以下」を新設します。

2) 量水器使用料の廃止

量水器使用料の廃止を行い、水道使用料へ量水器使用料金の転嫁を行い水道料金計算の簡略化を図ります。

3) 加入者負担金の廃止

加入者負担金については、引き込み工事費としての受益者の負担であったが現状の工事費と即していないことから廃止し、引き込み工事費については、すべて新設者の負担とします。

4) 軽減措置の適用

「家庭用」区分の水道使用量4 m³以下の使用量に対し、8 m³基本料金の半額の料金とします。

軽減措置対象者については、70歳以上の高齢者がいる世帯、生活保護世帯、身体障害者手帳(1～3級)の交付を受けている者がいる世帯、療育手帳の交付を受けている者がいる世帯、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯、ひとり親世帯とします。

5) 激変緩和措置の適用

家庭用4 m³区分基本料金の廃止に伴い、軽減措置対象者以外の該当者については急激な料金上昇となるため、3年間わたり段階的激変緩和措置を講じます。

6) 水道料金改定率

現状での財源不足分として、財源不足率8.05%と会計留保資金としての率2.58%を加算した10.63%に、平成26年度から平成43年度まで層雲峡浄水場及び中央浄水場施設整備に係る事業費の1/5を転嫁した8.75%を加算した19.38%の値上げとします。

7) 下水道使用料体系の見直し

水道料金体系の見直しに伴い、下水道使用料用途区分も合わせて見直しを行い、軽減措置及び激変緩和措置についても同じく適用します。

【水道料金改定】

(円:税抜)

用途区分		用途 番号	使用料		
			基本料		超過料
			基本水量 m ³	基本料金 円	1m ³ 当り 円
家庭用		1	8	1,920	185
旅館用	収容人員 501人以上	2	3,000	601,700	165
	301~500人	3	2,000	401,200	165
	151~300人	4	500	100,300	165
	51~150人	5	200	40,200	175
	31~50人	6	50	10,000	175
	30人以下	7	20	4,000	175
臨時用		8	0	3,000	310
その他用		9	10	2,260	210
			300	67,700	210

【下水道使用料改定】

(円:税抜)

用途区分		用途 番号	使用料		
			基本料		超過料
			基本水量 m ³	基本料金 円	1m ³ 当り 円
家庭用		1	8	1,040	120
ホテル・旅館・民宿 用	収容人員451人以上	2	4,000	520,000	120
	301~450人	3	1,000	130,000	120
	151~300人	4	200	26,000	120
	51~150人	5	70	9,100	120
	31~50人	6	30	3,900	120
	30人以下	7	20	2,600	120
その他用		8	10	1,300	120
			300	39,000	120

2 上川町水道ビジョン策定について

本町の水道事業は、中央地区は昭和35年に、層雲峡地区は昭和30年にそれぞれ給水を開始しました。その間、人口の増加により給水区域の拡張を行うとともに、清浄な飲料水の供給を目的として、二つの浄水場を建設し現在に至っています。

給水開始以降50余年を経過し、水道事業を取り巻く環境も大きく変化しています。

近年の少子高齢化や人口の減少などの影響により給水収益の増加は望めない状況にあります。加えて、施設の老朽化により今後更新を迎える施設の整備費用は膨大なものになり、限られた収入でいかに効率的に事業を行うかが大きな課題となっています。

このような状況は全国的なものであり、国では水道事業を取り巻く経済環境の著しい変化を踏まえ、平成16年度に水道ビジョンを策定、これを受けて、平成23年には「北海道水道ビジョン」が策定され、東日本大震災による水道施設の甚大な被害の経験から平成25年3月に「新水道ビジョン」が示されました。全水道事業者に対して、地域の現状や特性を踏まえ具体的な方策を示す「地域水道ビジョン」の策定を推奨しているものです。

水道事業は、いかに厳しい経営環境にあっても、清浄にして豊富で低廉な水を供給し続ける使命があります。内部改革による費用節減や事業の見直しにとどまらず、広い視野に立って長期的な展望のもと適正な事業経営を計画的、かつ効率的に実施しなければなりません。

このことを踏まえ、本町では、平成24年度に「上川町水道事業整備基本計画」をまとめました。これは、水道事業の現況を把握し、問題点と課題を明らかにして今後の対策を検討するものであります。これを受けて、その実現に向けて具体的な方策を示す「上川町水道ビジョン（仮称）」を策定することで進めているものです。

このビジョンは、国が示す「新水道ビジョン」に沿って策定することになります。現在、原案の策定に向けて進めており、まとまりしだいご提案させていただきますので、ご意見いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「新水道ビジョン」の重点的な実現方策

(国：平成25年3月策定)

1 関係者の内部方策

- 1) 水道施設のレベルアップ
 - ・施設更新時の再構築、施設の適正な維持管理
- 2) 資産管理の活用
 - ・アセットマネジメントの導入
- 3) 人材育成・組織力強化
 - ・職員教育の充実化、水道技術管理者の適正配置
- 4) 危機管理対策
 - ・水源事故対策、施設耐震化対策、資機材等確保対策等
- 5) 環境対策(1)
 - ・再生可能エネルギー等の導入促進、浄水発生土の有効利用

2 関係者との連携方策

- 1) 住民との連携促進
 - ・情報提供の拡大、信頼性向上の取り組み、災害時の住民との連携等
- 2) 発展的広域化
 - ・広域化の検討、広域化の取り組み・連携促進
- 3) 官民連携の推進
 - ・PPPの活用、官民の人事交流の活用
- 4) 技術開発、調査・研究の拡充
 - ・技術力確保・向上、技術開発の推進、調査研究の推進
- 5) 国際展開
 - ・海外への展開、人材育成、日本の技術等の国際活用
- 6) 環境対策(2)
 - ・水源等の環境保全対策

3 新たな発想で取り組むべき方策

- 1) 料金制度の最適化
 - ・逦増型料金制度の検証、料金格差の是正
- 2) 小規模水道対策
 - ・企業会計レベルの運営、飲用水供給施設対策(水の安全確保)
- 3) 小規模自家水道等対策
 - ・簡易専用水道等の管理強化、給水形態の見直し
- 4) 多様な手法による水供給
 - ・未普及地域の多様な手法での解消